

(令和7年4月1日以降)

2号・3号認定児童利用者負担額表【認定こども園（保育）・保育園】

(単位：円)

階層 区分	各月初日の施設等利用児童の属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額） （4月1日時点）	
		満3歳未満	満3歳以上
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
第2	第1階層を除き市町村民税非課税世帯	0	0
第3	所得割課税額が48,600円未満である世帯	0	0
第4	第1階層を除き市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	0	0
第5	所得割課税額が97,000円以上169,000円未満である世帯	18,000 (17,500)	0
第6	所得割課税額が169,000円以上301,000円未満である世帯	29,000 (28,400)	0
第7	所得割課税額が301,000円以上である世帯	41,000 (40,200)	0

(備考)

- 1 法第20条第3項に規定する保育必要量が少ない者として保育短時間認定に区分された児童が施設等を利用する場合の利用者負担額は、本表及において（ ）内の額とします。
- 2 所得割課税額を算定する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割課税額を算定するものとする。
- 3 保育所等を利用する児童が2人以上いる場合、年長児から数え2人目の児童の利用者負担額を半額とし、3人目以降については無料とする。また、生計を一にする保護者に監護される18歳未満の者（当該年度4月1日時点）が3人以上いる場合、年長者から数えて3人目以降の児童の利用者負担額を無料とする。

令和7年4月より保育料が改定（減額）になりました

遊佐町では県と町の共同の取り組みにより、令和3年9月から階層区分「第3階層」と「第4階層」の保育料無償化を実施してきましたが、令和7年度からは、この取り組みを一層進め、「第5階層から第7階層」の保育料を減額しています。今後も安心して子どもを産み育てられる遊佐町を目指し、子育て支援を推進してまいります。